

再就職を準備の  
段階から  
サポートする

# 離職した介護人材の 再就職準備金貸付制度

～介護現場でもう一度働きたいあなたの想いを叶えるために～

「離職した介護人材の再就職準備金貸付制度」は、再び介護の現場で働こうとする人の再就職を支援するため、準備金の貸付けを行う国の制度です。

貸付限度額 **40 万円** (講習会参加費、転居費用等)

介護職員等の業務に2年間従事したときは、貸付金の返還が全額免除されます。※貸付は無利子です



◎ 詳細については、お気軽にお問合せください。

問合せ先：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部  
020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3 電話 019-637-9611  
<http://www.iwate-shakyo.or.jp/kenmin/shugaku.html>

## 離職した介護人材の再就職準備金貸付制度の概要

<b>貸付対象</b>	<p>次の基準を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者</li><li>2) 次のいずれかに該当する者<ol style="list-style-type: none"><li>① 介護福祉士</li><li>② 実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者</li><li>③ 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者</li></ol></li><li>3) 岩手県内に所在する居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に、介護職員等として就労した者</li><li>4) 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、岩手県福祉人材センターに氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、岩手県社会福祉協議会が定める様式による「再就職準備金利用計画書」を提出した者</li><li>5) 現に岩手県内に住民登録をしている者</li></ol>
<b>受付期間</b>	随 時
<b>貸付額</b>	<p><b>貸付上限額 400,000 円</b></p> <p>※ 一人当たり一回限りとします。</p> <p>※ 貸付には審査がありますので、お断りする場合や、希望額どおりの貸付額に満たない場合もあります。</p> <p><b>貸付金の使用例</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 子どもの預け先を探す際の活動費</li><li>② 介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費</li><li>③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や、訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費</li><li>④ 敷金、礼金又は転居費等転居を伴う場合に必要となる費用</li><li>⑤ 通勤用の自転車又はバイクの購入費</li><li>⑥ その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費</li></ol>
<b>返 還</b>	介護職員等の業務に従事する意思がなくなった場合、原則として貸付金を返還しなければなりません。
<b>免 除</b>	介護職員等として就労した日から、原則として岩手県内で2年間業務に従事した場合は、返還が免除されます。